

呉市庁内LAN用ウイルス対策ソフト更新ライセンス取得契約書（案）

令和 年 月 日

発注者 呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 新原 芳明

受注者

発注者と受注者とは、呉市庁内LAN用ウイルス対策ソフト更新ライセンス取得について、次の条項により契約を締結する。

（品名、代金等）

第1条 品名、代金等は、次のとおりとする。

品名・数量	Kaspersky Endpoint Security for Business Select 更新 2,500ライセンス		
代金	円		
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円		
特記事項	前払金及び部分払金なし		
納入期限	令和6年6月21日	納入場所	発注者の指定する場所
契約保証金			

（信義誠実の原則）

第2条 発注者及び受注者は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

（納入期限の延期）

第3条 受注者は、特別な理由によりライセンス証書又はライセンスを取得したことが確認できるもの（以下「ライセンス証書等」という。）の、納入が遅延するおそれが生じたときは、納入期限の延期について理由を付して書面で、直ちに発注者の承諾を得なければならない。

（納入の通知及び検査）

第4条 受注者は、ライセンス証書等を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知するものとし、発注者の指定する場所において、受注者の立会いの上、発注者の検査を受けなければならない。

2 前項の場合において、検査に合格しないときは、受注者は、その負担でライセンス証書等を取り替え、又は発注者の指示に従うものとする。

（契約の履行）

第5条 受注者が行う契約の履行は、すべてのライセンス証書等が、前条第1項の検査に合格した後、当該ライセンス証書等を納入場所に納入したときをもって完了するものとする。

（代金の請求及び支払）

第6条 受注者は、すべてのライセンス証書等の検査終了後、代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受領してから30日以内に、受注者に代金を支払うものとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内にライセンス証書等の納入を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約代金の額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率をもって計算した額とする。

（契約の解除）

第8条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないで、直ちに契約を解除することができる。

（1）受注者がこの契約の条項に違反したとき。

（2）受注者が発注者の承諾なく、第三者にこの契約の履行を委託し、又はこの契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせたとき。

（3）受注者がこの契約について詐欺その他不正の行為をしたとき。

（4）受注者がこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第1項の規定によりこの契約が解除された場合

（2）受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の債務について履行不能となった場合

3 受注者は、第1項の規定による契約の解除によって損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

（危険負担）

第9条 契約履行前のライセンス証書等の滅失、損傷その他の損害については、受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第10条 受注者は、納入されたライセンス証書等が契約の内容に適合しないものであるときは、発注者の請求により自己の負担で交換するものとする。

（相殺）

第11条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権その他の債権と相殺することができる。この場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

2 前項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

（費用の負担）

第12条 この契約の締結に要する一切の費用は、受注者の負担とする。

（雑則）

第13条 この契約に定めるもののほか、呉市契約規則（昭和39年呉市契約規則第50号）の定めるところによる。

（疑義の解釈）

第14条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。